

各計画等の新旧対照表

令和5年5月23日（火）

熊本県防災会議等合同会議

目次

熊本県地域防災計画新旧対照表	1
熊本県石油コンビナート等防災計画新旧対照表	30
熊本県水防計画書新旧対照表	40
熊本県国民保護計画新旧対照表	41

熊本県地域防災計画修正 新旧対照表（案）

令和5年5月23日現在

※右欄のPはR5県防災計画の該当ページ

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
第1章 総則		第1章 総則		
第2節 計画の性格及び基本方針	(2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。	第2節 計画の性格及び基本方針 (2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。 さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	②その他修正 「熊本県国土強靭化地域計画」の追記 【危機管理防災課 小山（39058）】	2
第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2. 処理すべき事務又は業務 (略)	さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。	第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 2. 処理すべき事務又は業務 (略)	②その他修正 貸し出し機器（可搬型発電機）の追加 【九州総合通信局 諏訪（096-326-7880）】	4
指定地方行政機関 九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、詰時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること 4 災害時における電気通信の確保に関すること 5 非常通信の統制、監理に関すること 6 災害地盤における電気通信施設の被害状況の把握に関すること	指定地方行政機関 九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、詰時災害放送局用機器、 <u>移動電源車及び別型充電器</u> の貸出しに関すること 4 災害時における電気通信の確保に関すること 5 非常通信の統制、監理に関すること 6 災害地盤における電気通信施設の被害状況の把握に関すること	
第4節 熊本県の災害要因と被害状況	相対的評価 Xランク※1	30年以内に地震が発生する確率 不明	相対的評価 Xランク	30年以内に地震が発生する確率 不明※1
				②その他修正 「長期評価による地震発生確率値の更新について」では、※1の注釈がXランクではなく、不明に付記 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官】
				10

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和3年1月13日）</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防 (略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局） (略)</p> <p>(3) 空港 空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。 なお、阿蘇くまもと空港においては、熊本地震で被災した空港ターミナルビルの復興に当たり、県は、空港の運営事業者に対し、耐震性を強化し、大規模災害時の広域防災拠点として整備するよう求めるものとする。</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帶、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地灾害危険地区」が、平成30年3月現在2,974箇所ある。 (略)</p>	<p>出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年1月13日）</p> <p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防 (略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局） (略)</p> <p>(3) 空港 空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。 <u>なお、阿蘇くまもと空港においては、耐震性を強化し復興された空港ターミナルビルを含めた空港の運用にあたり、空港の運営事業者及びその他関係機関は、県と連携して、大規模災害時の広域防災拠点機能の整備を行うものとする。</u></p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帶、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地灾害危険地区」が、<u>令和4年3月現在3,020箇所</u>ある。 (略)</p>	<p>田中（096-324-3283）】 ②その他修正 時点修正 【熊本地震気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p> <p>10</p> <p>②その他修正 ビル復興完了。 空港運用及び整備は関係機関が他にも存在するため。 【KKIAC】</p> <p>14</p> <p>②その他修正 (山地灾害危険地区数の時点修正) 【森林保全課 佐藤（38356）】</p> <p>21</p>	
	2		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>国及び県は、山地灾害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備（新規）を行うとともに、山地灾害危険地区的周知等の総合的な山地灾害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p> <p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略) また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築する必要がある。このため、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。</p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。なお、防災関係機関の気象観測施設</p>	<p>国及び県は、山地灾害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備等のハード対策を行うとともに、山地灾害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一體的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地灾害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</p> <p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略) また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、<u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一體的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、<u>雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとす</u></p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P16）の反映 修正適当【森林保全課 前田（38343）】</p> <p>21</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P17）の反映 修正適当【河川課 米山（53775）】</p> <p>28</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P16）の反映 修正適当【河川課 佐藤（38356）】</p> <p>41</p>	
	3		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
の設置一覧は、資料編のとおりである。	る。なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、資料編のとおりである。	映 修正適当【河川課 米山（53775）】	
第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。	第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、 <u>阿蘇くまもと空港</u> 、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。	②その他修正 防災無線設置場所の変更検討中 表記を阿蘇くまもと空港とすることで、意味を包括 【KKIAC】	43
5. 防災活動拠点施設 (3) 九州域内の防災活動拠点 県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。	5. 防災活動拠点施設 (3) 九州域内の防災活動拠点 県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、 <u>九州の広域防災拠点としての機能の強化に努めるものとする。</u> <u>また、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。</u>	②その他修正 「九州を支える広域防災拠点構想」のリバイスに合わせた修正 【危機管理防災課 小山（39058）】	44
第9節 防災知識普及 4. 学校教育における防災知識の普及 (略) <u>(新規)</u>	第9節 防災知識普及 4. 学校教育における防災知識の普及 (略) <u>(4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進</u> <u>県及び市町村は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u>	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P3）の反映 修正適当【学校安全・安心推進課 迫（57656）】	48

4

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第10節 地域防災力強化 (略) また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペインギン）」の育成を図るものとする。	第10節 地域防災力強化 (略) また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（ <u>一人ひとりの</u> 防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペインギン）」の育成を図るものとする。	②その他修正 マイタイムライン（防災行動計画）の語句修正 【危機管理防災課 小山（59058）】	52
第12節 防災訓練 3. 複合災害想定訓練 県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。	第12節 防災訓練 3. 複合災害想定訓練 県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害（ <u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u> ）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P2）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】	61
7. 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	7. 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】	62
第13節 物資・資機材整備・調達	第13節 物資・資機材整備・調達	②その他修正	66

5

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、県農林水産部、県土木部、関係機関） (略)	4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、 <u>県商工労働部</u> 、県農林水産部、県土木部、関係機関） (略) 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。	再生可能エネルギー所管部局の追加 【危機管理防災課 川中（39049）】 ①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山（51448）】	66
第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、 <u>県農林水産部</u> 、市町村） (1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 (略) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援	第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、 <u>県健康福祉部</u> 、市町村） (1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 (略) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する	②その他修正 担当課の修正 【危機管理防災課 川中（39049）】 ②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】	67
物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（ <u>新規</u> ）非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。 また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つた	ものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工労働部</u> 、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（ <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u> 、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。 また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つた	②その他修正 再生可能エネルギー所管部局の追加 【危機管理防災課 川中（39049）】 ①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山（51448）】 ②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】 ①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映	68 68 68

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（ <u>新規</u> ）非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。 また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つた	ものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、 <u>県商工労働部</u> 、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（ <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u> 、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。 また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つた	②その他修正 再生可能エネルギー所管部局の追加 【危機管理防災課 川中（39049）】 ①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適當【エネルギー政策課 尾山（51448）】 ②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】 ①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映	68 68 68

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
めの設備の整備に努めるものとする。 また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菓、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	の設備の整備に努めるものとする。 <u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> <u>加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菓、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】 ②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】	69
15. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について 県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。	15. 感染症の自宅療養者等への対応について 県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映 修正適当【地域支え合い支援室 草野（33061）】	69
第15節 避難行動要支援者等支援 1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。	第15節 避難行動要支援者等支援 1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、 <u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるもの</u> とする。	②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】	74
		①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映 修正適当【地域支え合い支援室 草野（33061）】	77

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。	とする。 また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>	【医療政策課 荒木（33848）】	
(7) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）の派遣体制の整備 県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などをを行う熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）の派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。	(7) 熊本県災害派遣福祉チームの派遣体制の整備 県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などをを行う熊本県災害派遣福祉チームの派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。	②その他修正 熊本県社会福祉法人経営者協議会との新たな協定締結（DWATの創設）により、「災害派遣福祉チーム」がDCATと併せて総称となるため。 【健康福祉政策課地域支え合い支援室 草野（33061）】	78
第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 (2) 保健医療体制の整備 ギ 灾害拠点病院（資料編参照）は、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	第16節 医療保健 3. 灾害時における医療救護体制の整備 (2) 保健医療体制の整備 ギ 灾害拠点病院（資料編参照）は、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、 <u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u> 、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山（51448）】	81
6. 灾害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下	6. 灾害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下	②その他修正	83

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																
<p>「医薬品等」という。) の安定供給の確保対策 (2) 県は、初動医療のための医薬品等(6千人分)を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。 なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p> <p>10. 職員の安全確保 医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p> <p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） (略)</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略)</p> <p>【参考】県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。</p> <p>(令和3年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,654人</td> <td></td> <td>943人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度		(略)		(略)		1,654人		943人		(略)		(略)	<p>「医薬品等」という。) の安定供給の確保対策 (2) 県は、初動医療のための医薬品等(4千人分)を県内4カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。 なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p> <p>10. 職員の安全確保 医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p> <p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） (略)</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略)</p> <p>【参考】県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。</p> <p>(令和4年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,684人</td> <td></td> <td>889人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度		(略)		(略)		1,684人		889人		(略)		(略)	<p>令和2年7月豪雨時に おける県備蓄医薬品の 使用実態を踏まえ、関 係団体と協議のうえ、 備蓄品目の見直しと併 せて備蓄か所を集約 【薬務衛生課 濱田 (34148)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映 修正适当【医療政策課 荒木（33848）】</p>	85
(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																
	(略)		(略)																																
	1,654人		943人																																
	(略)		(略)																																
(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																
	(略)		(略)																																
	1,684人		889人																																
	(略)		(略)																																
<p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定</p>	<p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定</p>	<p>②その他修正 登録者数の時点修正 【建築課 山崎（54053）、 西嶋（54067）】</p>	88																																

10

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																
<p>(2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理 (略) (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理</p> <p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 (略)</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>	<p>(2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理 (略) (イ) <u>防災行動計画（タイムライン）</u>による受援対象業務の全体像の整理</p> <p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 (略)</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受け入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。</p>	<p>②その他修正 語句修正 【危機管理防災課 小山（39058）】</p>	91																
<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 健康福祉部長 企業局長	<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長	<p>②その他修正 防災会議開催時には、 新型コロナウイルス感 染症の取扱いが変更さ れるため。 【健康危機管理課 池 田（貴）（33166）】</p>	92
本部会議																			
本部長	知事																		
副本部長	副知事																		
	知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 健康福祉部長 企業局長																		
本部会議																			
本部長	知事																		
副本部長	副知事																		
	知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長																		
<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長	<p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長	<p>②その他修正 災害対策本部規程の（改 定予定）に基づく修正 【危機管理防災課 川 中（39049）】</p>	97
本部会議																			
本部長	知事																		
副本部長	副知事																		
	知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長																		
本部会議																			
本部長	知事																		
副本部長	副知事																		
	知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事（デジタル戦略担当）</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長																		

11

6

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
	環境生活部長 教育長 商工労働部長 警察本部長 観光戦略部長	環境生活部長 教育長 商工労働部長 警察本部長 観光戦略部長		

12

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
	熊本県災害対策本部組織図 健康福祉対策部 班 健康福祉政策班 (移設) 救助班 健康福祉政策課 健康危機管理班 医務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策・ 地域ケア推進課 障がい者支援班 薬務衛生班 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課 健康づくり推進課 物資調達・輸送班 健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課	熊本県災害対策本部組織図 健康福祉対策部 班 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 応急住宅班 健康福祉政策課 健康危機管理班 医務班 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策・ 地域ケア推進課 障がい者支援班 薬務衛生班 保健衛生班 認知症対策・ 地域ケア推進課 健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課	②その他修正 健康福祉地策部体制図 の変更に伴う修正 【危機管理防災課 小 山 (39058)】	97

13

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P																																																						
災害対策部の分掌事務		災害対策部の分掌事務																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画課 （企画課、危機管理課、外部対応・応接課、文部省企画課、危機管理課、統計課）</td> <td>企画課</td> <td>1. 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>1. 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉対策部 （健康・福祉政策課）</td> <td>健康福祉政策課</td> <td>1. 健康福祉政策の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（託児所）</td> <td>1. 災害救助法に基づく該付託所に関する事項 2. 日本赤十字社協会支部との連絡に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（健康・福祉政策課）</td> <td>3. 義務金品、見舞品等の販売分配及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康危機管理課 （健康危機管理課）</td> <td>危機管理課</td> <td>1. 防疫に関する事項 2. 食品衛生に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（研究）</td> <td>3. 調査した動物行動に関する事項 （研究）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医務・看護・衛生班 （医療・秋葉譲）</td> <td>医務・看護・衛生班</td> <td>1. 災害時の応急医療に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（医療・秋葉譲）</td> <td>1. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高齢者支援課 （健康・福祉政策課）</td> <td>高齢者支援課</td> <td>1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（障がい者支援課）</td> <td>2. 滞留者に係る障害衛生に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（高齢者支援課）</td> <td>3. 介護認定に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健衛生・衛生班 （保健・衛生・衛生班）</td> <td>保健衛生・衛生班</td> <td>1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（保健・衛生・衛生班）</td> <td>1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（保健・衛生・衛生班）</td> <td>3. 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被服課 （被服・被服課）</td> <td>被服課</td> <td>1. 傷病物資の運搬への輸送に関する事項 2. 災害救助法に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 3. 企業・同僚との協力に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 4. 被服物資等の貯蔵</td> </tr> <tr> <td>被服課</td> <td>1. 傷病物資の運搬への輸送等 2. 救助物資の整備・輸送 3. 応急救援車の供給 4. 被災地老朽化危険施設 5. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 6. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 （被服・被服課）</td> </tr> <tr> <td>被服課</td> <td>1. 災害救助法に基づく被服物資の調達に関する事項 2. 災害時を含むセシオードガイド線に関する事項 3. 災害被服・見舞品の交付配分に関する事項 4. 防疫、食生活、阿寒動物対策 5. DHFA-Tウツ被服問題 6. 高齢の方々との被服問題</td> </tr> <tr> <td>被服課</td> <td>1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項 3. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医務・看護・衛生班 （医務・看護・衛生班）</td> <td>医務・看護・衛生班</td> <td>1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 広域火薬の実施に関する事項</td> </tr> <tr> <td>（医務・看護・衛生班）</td> <td>1. 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2. 1級A-T・深谷リハ遺跡整理整頓</td> </tr> <tr> <td>（医務・看護・衛生班）</td> <td>1. 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	企画課 （企画課、危機管理課、外部対応・応接課、文部省企画課、危機管理課、統計課）	企画課	1. 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	危機管理課	1. 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項	健康福祉対策部 （健康・福祉政策課）	健康福祉政策課	1. 健康福祉政策の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	（託児所）	1. 災害救助法に基づく該付託所に関する事項 2. 日本赤十字社協会支部との連絡に関する事項	（健康・福祉政策課）	3. 義務金品、見舞品等の販売分配及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項	健康危機管理課 （健康危機管理課）	危機管理課	1. 防疫に関する事項 2. 食品衛生に関する事項	（研究）	3. 調査した動物行動に関する事項 （研究）	医務・看護・衛生班 （医療・秋葉譲）	医務・看護・衛生班	1. 災害時の応急医療に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項	（医療・秋葉譲）	1. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	高齢者支援課 （健康・福祉政策課）	高齢者支援課	1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	（障がい者支援課）	2. 滞留者に係る障害衛生に関する事項	（高齢者支援課）	3. 介護認定に関する事項	保健衛生・衛生班 （保健・衛生・衛生班）	保健衛生・衛生班	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項	（保健・衛生・衛生班）	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項	（保健・衛生・衛生班）	3. 外部からの問合せ対応等に関する事項	被服課 （被服・被服課）	被服課	1. 傷病物資の運搬への輸送に関する事項 2. 災害救助法に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 3. 企業・同僚との協力に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 4. 被服物資等の貯蔵	被服課	1. 傷病物資の運搬への輸送等 2. 救助物資の整備・輸送 3. 応急救援車の供給 4. 被災地老朽化危険施設 5. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 6. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 （被服・被服課）	被服課	1. 災害救助法に基づく被服物資の調達に関する事項 2. 災害時を含むセシオードガイド線に関する事項 3. 災害被服・見舞品の交付配分に関する事項 4. 防疫、食生活、阿寒動物対策 5. DHFA-Tウツ被服問題 6. 高齢の方々との被服問題	被服課	1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項 3. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	医務・看護・衛生班 （医務・看護・衛生班）	医務・看護・衛生班	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 広域火薬の実施に関する事項	（医務・看護・衛生班）	1. 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2. 1級A-T・深谷リハ遺跡整理整頓	（医務・看護・衛生班）	1. 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項		②その他修正 健康福祉対策部体制図の変更に伴う修正 【危機管理防災課 小山（39058）】	99
対策部名	各班名	分掌事務																																																								
企画課 （企画課、危機管理課、外部対応・応接課、文部省企画課、危機管理課、統計課）	企画課	1. 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																																								
	危機管理課	1. 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																								
健康福祉対策部 （健康・福祉政策課）	健康福祉政策課	1. 健康福祉政策の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																								
	（託児所）	1. 災害救助法に基づく該付託所に関する事項 2. 日本赤十字社協会支部との連絡に関する事項																																																								
	（健康・福祉政策課）	3. 義務金品、見舞品等の販売分配及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項																																																								
健康危機管理課 （健康危機管理課）	危機管理課	1. 防疫に関する事項 2. 食品衛生に関する事項																																																								
	（研究）	3. 調査した動物行動に関する事項 （研究）																																																								
医務・看護・衛生班 （医療・秋葉譲）	医務・看護・衛生班	1. 災害時の応急医療に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項																																																								
	（医療・秋葉譲）	1. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																								
高齢者支援課 （健康・福祉政策課）	高齢者支援課	1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																								
	（障がい者支援課）	2. 滞留者に係る障害衛生に関する事項																																																								
	（高齢者支援課）	3. 介護認定に関する事項																																																								
保健衛生・衛生班 （保健・衛生・衛生班）	保健衛生・衛生班	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項																																																								
	（保健・衛生・衛生班）	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 介護認定に関する事項																																																								
	（保健・衛生・衛生班）	3. 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																								
被服課 （被服・被服課）	被服課	1. 傷病物資の運搬への輸送に関する事項 2. 災害救助法に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 3. 企業・同僚との協力に基づく被服物資の調達・輸送に関する事項 4. 被服物資等の貯蔵																																																								
	被服課	1. 傷病物資の運搬への輸送等 2. 救助物資の整備・輸送 3. 応急救援車の供給 4. 被災地老朽化危険施設 5. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 6. 保育園・幼稚園・学童の被服配給 （被服・被服課）																																																								
	被服課	1. 災害救助法に基づく被服物資の調達に関する事項 2. 災害時を含むセシオードガイド線に関する事項 3. 災害被服・見舞品の交付配分に関する事項 4. 防疫、食生活、阿寒動物対策 5. DHFA-Tウツ被服問題 6. 高齢の方々との被服問題																																																								
	被服課	1. 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 医療関係者の勤務及び指揮に関する事項 3. 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																								
医務・看護・衛生班 （医務・看護・衛生班）	医務・看護・衛生班	1. 医薬品等の検査及び供給に関する事項 2. 広域火薬の実施に関する事項																																																								
	（医務・看護・衛生班）	1. 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2. 1級A-T・深谷リハ遺跡整理整頓																																																								
	（医務・看護・衛生班）	1. 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2. 他班の応援に関する事項 3. 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																								

第1節 組織

8. 災害対策本部室等のスペース確保

県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部に十分なスペースを確保

14

第1編 共通対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
しておるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	しておるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。		新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されたため。 【健康危機管理課 池田（貴）（33166）】	
10. 災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動（県）	10. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（県、市町村）	10. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（県、市町村）	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】	105
円滑な災害対応を行うため、県は、災害対応の業務フローと県地域防災計画が連動した仕組みを整備するとともに、平時から訓練を通じて操作方法等の習熟を図るものとする。	県及び市町村は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行なうとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。			
第2節 職員配置	第2節 職員配置			
3. 県職員の配置	3. 県職員の配置			
【県職員の災害配置基準】	【県職員の災害配置基準】			
1. 災害対策本部設置前の配置体制	1. 灾害対策本部設置前の配置体制			
(3) 警戒体制（地震津波）	(3) 警戒体制（地震津波）			
イ 第2警戒体制（灾害警戒本部）	イ 第2警戒体制（灾害警戒本部）			
県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。	県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 又は長周期地震動階級3が発表された場合、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。		②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 内線 39049】	111
2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 災害配置基準一覧	2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 灾害配置基準一覧			

15

8

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
体制		配置体制	人員				
	注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が機関開設時に以上発表された場合、イ アリバードの場合であっても、関係課長又は先発機関長において断り目を実施する必要があると認めたとき	・別表1のとおり				
警戒体制	第1警戒体制 地震・津波以外	ア 災害に関する警報が以上発表された場合、イ 警報指示が発表された場合(「警報」以下と発表された場合)、ウ 危機管理方針課長から指示があった場合	・別表2のとおり				
	地震・津波	ア 震度4の地震が発生した場合、イ 津波注意報が発表された場合(調査中または巨大地震注意)が発表された場合	・各所管において定めた配置				
警戒体制 (災害警戒本部)	地震・津波以外	ア 土砂災害警報(警報)が発表された時(自動設置)、イ 記載の短時間大雨情報、震度6大震に関する情報(震度6強震発生情報)が発表されたとき(新規)、ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置)、エ 地内が台風の暴風域に入る場合、オ その他、警報等が発表されると監視警戒が必要となる場合	・別表3のとおり				
	地震・津波	ア 震度5弱震(くわうぜい)の地震が発生した場合(自動設置)、イ 津波警報が発表された場合(自動設置)、ウ 南海トラフ地震時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置)(新規)	・別表3のとおり				
災害対策本部	第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合、イ 本部長が当該配置を指示したとき					
	第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合、イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置)、イ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり				
	第3配置	ア 広域でわかる災害が発生し、被害が甚大な場合、イ 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置)、ウ 本部長が当該配置を指示したとき					

16

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
第6節 予警報等伝達(熊本地方気象台、県知事公室) (略)		第6節 予警報等伝達(熊本地方気象台、県知事公室) (略)					
ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準		ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準					
種類	発表基準		種類	発表基準			
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>		②その他修正 気象庁の標準的記載例に準拠 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井(096-324-3283)】	135
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>			
	大雨警報	具体的な基準は資料編参照。	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事が明記される。 <u>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> 具体的な基準は資料編参照。			
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的な基準は資料編参照。					

17

9

第1編 共通対策編

		修正前	修正後	修正理由等	P
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的な基準は資料編参照。			
	大雨注意報		洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。		
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。		
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。	大雨注意報 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的な基準は資料編参照。		
			注意報 洪水注意報 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的な基準は資料編参照。		

第1編 共通対策編

		修正前	修正後	修正理由等	P
			高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及している場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。		

(2) 気象情報

(略)

ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「非常に危険」(うす紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求める、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマ

(2) 気象情報

(略)

ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「危険」(紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求める、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマ

②その他修正
警戒レベル対応色変更の反映
【熊本地方気象台 地域防災係長 村井(096-324-3283)】

141

②その他修正
「避難情報に関するガイドライン」の追記等
【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官田中(096-324-3283)】

141

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>常に数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）とともに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <p>(略)</p> <p>(10) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会</p>	<p>マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 <p>(略)</p> <p>(10) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会</p>		
		②その他修正 緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級	143

20

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。</p> <p>第7節 通信施設利用</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによつて行うものとする。<u>(新規)</u></p>	<p>域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>急速な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。</p> <p>第7節 通信施設利用</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 移動通信系の活用</u></p> <p>県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（P-S-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。</p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによつて行うものとする。また、県及び市町村は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が</p>	<p>を追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p> <p>②その他修正 警戒レベル対応色変更の反映 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井（096-324-3283）】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【危機管理防災課 時松（39062）】</p> <p>②その他修正 「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に係る修正 【危機管理防災課 小山 39058】</p>	<p>145</p> <p>152</p> <p>156</p>

21

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>4. 被害等の調査・報告 (略)</p> <p>(2) 市町村による調査等</p> <p>市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。</p>	<p>最大限図られるよう、適切に対応するものとする。</p> <p>4. 被害等の調査・報告 (略)</p> <p>(2) 市町村による調査等</p> <p>市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P7）の反映 修正適当【危機管理防災課 小山（39058）】</p>	158
<p>7. 防災関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。</p> <p>なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置</p>	<p>7. 防災関係機関等の協力関係</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。</p> <p>なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映 修正適当【危機管理防災課 平野（39048）】</p>	160

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災へり、警察へり、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>第9節 広報</p> <p>4. 県における広報活動</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。</p> <p>なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>サ 被災者支援に関する情報等</p> <p>第11節 避難収容対策</p>	<p>し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。</p> <p>また、ヘリコプター運用調整所では、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災へり、警察へり、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>第9節 広報</p> <p>4. 県における広報活動</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。</p> <p>なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>サ 被災者支援に関する情報等 (保健医療福祉支援活動団体の情報を含む)</p> <p>第11節 避難収容対策</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映 修正適当【危機管理防災課 小山（39058）】</p> <p>②その他修正 災害派遣福祉チームの周知【地域支え合い支援室 堤（33064）】</p>	162

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>(略)</p> <p>また、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。さらに、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>(略)</p> <p>指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>また、</u>県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P7）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】</p>	172
<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>（注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前（注）、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>（注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。</u></p>	<p>②その他の修正 市房ダムにおける「貯留能力の半分情報」提供開始に伴う修正 【河川課 米山（53775）】</p>	176
<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。 	<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。 	<p>②その他修正 警戒レベル対応色変更の反映 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井（096-</p>	181

24

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p>	<p>なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）<u>または「災害切迫（黒）」</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p>	<p>②その他の修正 指定河川洪水予報基準変更の反映 【熊本地方気象台（096-324-3283）】</p>	182
<p>5. 避難の誘導（県知事公室、市町村、県警察本部、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>5. 避難の誘導（県知事公室、<u>県土木部</u>、市町村、県警察本部、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時 <u>県及び市町村は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築</u></p>	<p>②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山（39058）】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P22）の反映 記載内容について、県では広域本部・地域振</p>	186 187

25

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p style="color: red;">し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p>	興局が中心となって対応するものと考えられるため。【道路保全課 井上 (53443)】	
<p>6. 避難所の開設及び収容 (略)</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。 (略) キ 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>6. 避難所の開設及び収容 (略)</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画(タイムライン)や役割の確認を行いうるものとする。 また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。 (略) キ 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田（貴）(33166)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映 修正適当【地域支え合い支援室 草野 (33061)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。</p>	187 187 189 189
<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部）</p> <p>3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。</p> <p>5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。</p> <p>第14節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部）</p> <p>第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略) このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災</p>	<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県総務部、県健康福祉部）</p> <p>3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。</p> <p>5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。</p> <p>第14節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬（県知事公室、県健康福祉部、市町村、県警察本部、海上保安部）</p> <p>第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略) このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災</p>	<p>るため。 【健康危機管理課 池田（貴）(33166)】</p> <p>②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山 (39058)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映 修正適当【消防保安課 甲斐 (39252)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（P6）の反映 修正適当【消防保安課 甲斐 (39252)】</p> <p>②その他修正 関係機関の追加</p>	198 198 198 199 201

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部）			
3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。			
5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。			
第14節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部）			
第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略) このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消防活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 <u>(新規)</u> また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。	応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消防活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 <u>県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強制で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u> また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 <u>国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u>	①R4.6 防災基本計画修正（P3）の反映 修正適当 【道路整備課 布田内線 53356】	226
第25節 民間団体活用（県教育庁、日本赤十字社熊本県支部）	第25節 民間団体活用（ <u>市町村、県健康福祉部</u> 、県教育庁、日本赤十字社熊本県支部）	②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山 内線 39058】	230
第4章 災害復旧・復興 第1節 災害復旧・復興の基本方向 (略) また、復旧・復興対策の推進のため、府内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るために、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。	第4章 災害復旧・復興 第1節 灾害復旧・復興の基本方向 (略) また、復旧・復興対策の推進のため、府内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u> 併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るために、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映 修正適当 【危機管理防災課 小林（39051）】	282

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震灾害 1. 地勢 (略) <table border="1"><tr><td>相対的評価</td><td>30年以内に地震が発生する確率</td></tr><tr><td>Xランク※1</td><td>不明</td></tr></table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和4年1月13日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）] 3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) <u>(新規)</u> 4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク※1	不明	第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震灾害 1. 地勢 (略) <table border="1"><tr><td>相対的評価</td><td>30年以内に地震が発生する確率</td></tr><tr><td>Xランク</td><td>不明※1</td></tr></table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（ <u>令和5年</u> 1月13日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）] 3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) <u>2019年1月3日18時10分（平成31）熊本地方 N33°01.6' E130°33.3' H:10km M:5.1 重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度:6弱（和水町）</u> 4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク	不明※1	②その他修正 「長期評価による地震発生確率値の更新について」では、※1の注釈がXランクではなく、不明に付記 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】 ②その他修正 時点修正 【危機管理防災課 川中（39049）】 ②その他修正 被害地震の追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】	300 301 306
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率										
Xランク※1	不明										
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率										
Xランク	不明※1										

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																																						
(新規)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">震度</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5 弱</th> <th>5 強</th> <th>6 弱</th> <th>6 強</th> <th>7</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <th>観測点</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td><td>熊本</td><td>8</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr> <tr> <td>年</td><td>阿蘇山</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr> <td>令和</td><td>人吉</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td></tr> <tr> <td>4年</td><td>牛深</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	年	震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合 計	観測点										2022	熊本	8	6	2	1	0	0	0	0	0	17	年	阿蘇山	2	3	0	1	0	0	0	0	0	6	令和	人吉	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7	4年	牛深	5	1	1	0	0	0	0	0	0	7	②その他修正 2022年（令和4年）の地震回数の追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】	312
年	震度			1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合 計																																																												
		観測点																																																																							
2022	熊本	8	6	2	1	0	0	0	0	0	17																																																														
年	阿蘇山	2	3	0	1	0	0	0	0	0	6																																																														
令和	人吉	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7																																																														
4年	牛深	5	1	1	0	0	0	0	0	0	7																																																														
第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本市西区春日	第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本西区春日	②その他修正 震度発表名称の誤り 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】	320																																																																						
3. 県の観測施設 熊本市中央区大江 熊本市南区城南町 熊本市南区富合町 熊本市北区植木町	3. 県の観測施設 熊本中央区大江 熊本南区城南町 熊本南区富合町 熊本北区植木町	②その他修正 震度発表名称の誤り 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】	321																																																																						
第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略) さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるように、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。	第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略) さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるように、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P13）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】	325																																																																						

30

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規)	<p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>		
第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画（県土木部、市町村） 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき整備に努めるものとする。	第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画（県土木部、市町村） 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、 <u>地域の特性に応じた避難所</u> の整備に努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P13）の反映 修正適当【都市計画課 西木（53548）】	338
(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。	(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、 <u>地域の特性に応じた避難路等</u> （指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P13）の反映 修正適当【道路保全課 井上（53443）】	339
2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (略) なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の（ア）～（オ）の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行	2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (略) なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の（ア）～（オ）の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P17）の反映	340

31

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>また、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。</p> <p><u>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まつていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。</u></p> <p>(2) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p><u>市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国【気象庁等】との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び国【内閣府、消防庁、気象庁等】は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</u></p> <p>なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えための体制を確保するものとする。</p>	<p>修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P13）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)</p>	341
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>ウ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合（新規）（以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表」という。）は、災害警戒</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>ウ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合<u>又は長周期地震動階級3が発表された場合</u>（以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報・<u>長周期地震動階級3の発表</u>」という。）は、災害警戒本部</p>	<p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p>	346

32

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																								
<p>本部を設置（自動設置）し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>（参考）職員の参考基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参考方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参考方法	第1警戒体制	（略）	（略）	（略）	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u>	（略）	（略）	<p>を設置（自動設置）し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報・<u>長周期地震動階級3</u>の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合<u>又は長周期地震動階級4が発表された場合</u>、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・<u>長周期地震動階級4</u>の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>（参考）職員の参考基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参考方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>長周期地震動階級3の発表</u></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参考方法	第1警戒体制	（略）	（略）	（略）	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>長周期地震動階級3の発表</u>	（略）	（略）	<p>中 (39049)】</p> <p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p>	348
警戒体制	震度等	職員配置体制	参考方法																								
第1警戒体制	（略）	（略）	（略）																								
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u>	（略）	（略）																								
警戒体制	震度等	職員配置体制	参考方法																								
第1警戒体制	（略）	（略）	（略）																								
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>長周期地震動階級3の発表</u>	（略）	（略）																								

33

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
災害対策本部 〔自動設置〕	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	災害対策本部 〔自動設置〕	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 <u>長周期地震動階級 4の発表</u>	(略)	(略)		
第2節 地震・津波情報伝達									
1. 緊急地震速報（警報）									
気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。									
2. 大津波警報・津波警報・津波注意報									
気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。									
1. 緊急地震速報（警報）									
気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上 の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。									
2. 大津波警報・津波警報・津波注意報									
気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。									
(略)									

34

第2編 地震・津波対策編

修正前		修正後		修正理由等	P	
(略)						
津波警報等の留意事項						
・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。						
・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。						
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。						
・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。						
・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。						
3. 地震・津波情報の種類等						
(略)		(略)				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、	震源・震度情報 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域	②その他修正 長周期地震動に関する観測情報の追加等 【南海トラフ地震防災官 田中】	354

35

第2編 地震・津波対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 <p>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>	<p>名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>		
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表。</p>	<p>推計震度分布図</p> <p>長周期地震動に関する観測情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合 	<p>観測した各地の震度データ等とともに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</p> <p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</p>	
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報と</p>	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>震度 7.0 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	

36

第2編 地震・津波対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
遠地地震に関する情報	<p>して発表。</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード 7.0 以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>震度 7.0 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>		<p>表※。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	
その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表。</p>	

37

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後	修正理由等	P
イ 地震活動に関する解説資料等 (略)			イ 地震活動に関する解説資料等 (略)		
解説資料等の資料	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報・津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。	地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・熊本県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、 <u>地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の国情報を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料 (全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料 (地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報・津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動			

38

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後	修正理由等	P
管内地震活動図	定期(毎月初旬)	など関連する情報を編集した資料。	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・熊本県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料 (全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料 (地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地

39

20

②その他修正
全国版と地域版を分け
て記載
【南海トラフ地震防災
官 田中】

355

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容</p> <p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図</p>	<p>域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることがある)</p> <p>地震活動図</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期（毎月初旬） <p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の熊本県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p> <p>（3）津波警報等の伝達系統</p>	<p>②その他修正 津波予報を別途記載しているため削除 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	355
		<p>②その他修正 伝達系統図の修正 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	362

40

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認措置を行なうこと。 (2) 加入・広報電話 防災情報連絡システム 地域情報連絡システム ダム管理所 港湾管理事務所 天草空港管理事務所 全国障害警報システム （U-ALERT） 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p> <p>(注)二重線で囲まれている部分は、気象業務法施行規則第3条第1号の規定に基づく法定伝先。 (注)二重線で囲まれた部分は、気象業務法施行規則第3条第1号及び第3条の規定に基づく法定伝先。 (注)二重線で囲まれた部分は、気象業務法施行規則第15条の規定に基づいて、特別警報が発令した場合は義務付けられていません。 ※特別警報メールは、ダム管理課・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて閑値するエアーピッヂに送信される。</p> <p>4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室）</p>	<p>(1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認措置を行なうこと。 (2) 加入・広報電話 防災情報連絡システム 地域情報連絡システム ダム管理所 港湾管理事務所 天草空港管理事務所 （U-ALERT） 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。</p> <p>(注)二重線で囲まれた部分は、気象業務法施行規則第3条第1号及び第3条の規定に基づく法定伝先。 (注)二重線で囲まれた部分は、気象業務法施行規則第15条の規定に基づいて、特別警報が発令した場合は義務付けられていません。 ※特別警報メールは、ダム管理課・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて閑値するエアーピッヂに送信される。</p> <p>4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室）</p>		

41

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P															
<p>県は県内 74 箇所（熊本市設置分 1 箇所を含む）に計測震度計を設置 報道機関等を通じて公表（現在県内 105 箇所）</p> <p>第7節ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用 L P ガス事業者）</p> <p>1. 都市ガス施設の災害応急対策 西部ガスの災害対策 (略)</p> <p>(2) 非常時の体制 地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合</td> <td>第1非常体制</td> <td>事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> <td>第2非常体制</td> <td>事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合</td> <td>第3非常体制</td> <td>事業所が所在する供給区域内で震度 5 強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合</td> </tr> <tr> <td>総合非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により</td> <td>総合非常体制</td> <td>供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災</td> </tr> </table>	第1非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合	第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合	第2非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第3非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	総合非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により	総合非常体制	供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災	②その他修正 県内の震度観測点の修正 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】	367
第1非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合	第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合															
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合															
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度 5 強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合															
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により	総合非常体制	供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災															
		②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】	377															

42

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
広域・大規模な災害が発生した場合 (略) (7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に復旧を実施するものとする。	害が発生した場合 (略) (7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、救急告示病院、福祉施設等の社会的優先度の高い施設について、優先的に復旧を実施するものとする。	害が発生した場合 ②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】	378
エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。	エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。	②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】	380

43

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>1. 災害危険箇所等の把握 〔新規〕</p> <p>（新規）</p>	<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>1. 灾害危険箇所等の把握</p> <p>（3）県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>5. 盛土関係</p> <p>（1）盛土による災害の防止のための取組み</p> <p>県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を開設機関と連携して行う。</p> <p>また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。</p> <p>（2）是正指導</p> <p>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等のは是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P15）の反映 修正適切【土木技術管理課 村上（53249）】 【河川課 松本（53749）】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P15）の反映 修正適切【土木技術管理課 村上（53249）】 【建築課 脇上（54065）】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P15）の反映 修正適切【土木技術管理課 村上（53249）】</p>	391 392 392
<p>（新規）</p>			

44

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>1. 総則</p> <p>2. 熊本県火山防災協議会</p> <p>（1）熊本県火山防災協議会</p> <p>熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。</p> <p>3. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。</p> <p>なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等の対策については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を推進するものとする。</p> <p>（2）関係市町村</p> <p>ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。</p> <p>5. 防災対策事業等の推進</p> <p>（1）県</p> <p>県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p>	<p>1. 総則</p> <p>2. 熊本県火山防災協議会</p> <p>（1）熊本県火山防災協議会</p> <p>熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。</p> <p>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて熊本県火山防災協議会を開催するものとする。</p> <p>3. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。</p> <p>なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、阿蘇火山広域避難計画に基づき、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を推進するものとする。</p> <p>（2）関係市町村</p> <p>ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。</p> <p>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて阿蘇火山防災会議協議会の会議を開催するものとする。</p> <p>5. 防災対策事業等の推進</p> <p>（1）県</p> <p>県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、関係市町村や阿蘇火山防災協議会等の関係機関と連携し、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p>	<p>②その他修正 必要に応じた協議会開催の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】</p> <p>②その他修正 阿蘇火山広域避難計画に基づいた火山防災対策の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】</p> <p>②その他修正 必要に応じた協議会開催の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】</p> <p>②その他修正 防災対策事業の追加 【危機管理防災課 小林（39051）】</p>	397 398 398 398

45

第4編 阿蘇火山噴火対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P
イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進 ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導 エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援 オ 監視システムの構築 カ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項 <u>（新規）</u>	イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進 ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導 エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範団（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援 オ 監視システムの構築 カ <u>防災訓練の実施（噴火警戒レベル4以上での被害を想定した訓練）</u> <u>キ 火山噴火に伴い広域避難を行う場合の広域避難計画の策定</u> ク 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項			
（2）関係市町村 関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、阿蘇火山防災会議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。 ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る） イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備 ウ 防災訓練の実施 エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進 オ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項	（2）関係市町村 関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、 <u>県</u> 阿蘇火山防災会議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。 ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る） イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備 ウ 防災訓練の実施（ <u>噴火警戒レベル3以下での被害を想定した訓練</u> ） エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進 オ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項	②その他修正 補足説明の追加 【危機管理防災課 小林（39051）】	399	
2. 災害予防対策 (1) 火山現象の予報及び警報 （略） (2) 降灰予報 （略）	2. 災害予防対策 (1) 火山現象の予報及び警報 （略） (2) <u>噴火速報</u> （略）	②その他修正 順番の並び替え 【危機管理防災課 小林（39051）】	400	

46

第4編 阿蘇火山噴火対策編

	修正前	修正後	修正理由等	P			
（3）火山ガス予報 （略） （4）火山現象に関する情報の種類 ア 火山の状況に関する解説情報 （略） イ 噴火速報 （略） ウ 火山活動解説資料 （略） エ 月間火山概況 （略） オ 噴火に関する火山観測報 （略）	（3） <u>火山の状況に関する解説情報</u> （略） （4） <u>降灰予報</u> （略） （5） <u>火山ガス予報</u> （略） （6） <u>火山現象に関する情報の種類</u> ア 火山活動解説資料 （略） イ 月間火山概況 （略） ウ 噴火に関する火山観測報 （略）						
阿蘇山の噴火警戒レベル	阿蘇山の噴火警戒レベル	②その他修正 新たな文献を反映 【危機管理防災課 小林（39051）】	402				
対象範囲 レベル	火山活動の状況 住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等	対象範囲 レベル	火山活動の状況 住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等	修正理由等	P
居住地域及び それより 火口側	5 （火口側） 居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 居住地から の避難等が必須。 居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 居住地の避難等が必 要である。	・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地から の避難等が必須。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。	居住地域 （火口側） 及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地から の避難等が必須。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。	・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地から の避難等が必須。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。 ・居住地に重大な被害を 及ぼす噴火が発生する 可能性がある。 ・居住地の避難等が必 要である。	②その他修正 新たな文献を反映 【危機管理防災課 小林（39051）】	402
（5）噴火予報及び噴火警報文の内容 （略） （6）噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 （略） （7）噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備	（7） <u>噴火予報及び噴火警報文の内容</u> （略） （8） <u>噴火予報及び噴火警報の発表及び通報</u> （略） （9） <u>噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備</u>	②その他修正 順番の並び替え 【危機管理防災課 小林（39051）】	403				

47

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法第15条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (新規)</p> <p>(注) 太線の経路は、「噴火警報」「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(注) 二重線の経路は、上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の必要な措置の通報又は要請等 ・特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 (新規)</p>	<p>(略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によつて、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したもの限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は必要な措置の要請等が義務付けられている伝達経路。 (注) NHKへの通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。</p>	<p>②その他修正 熊本県火山防災協議会規約改正に伴う追加及び機関名変更 【危機管理防災課 小林（39051）】</p> <p>②その他修正 実情に応じた変更及び文言の修正 【危機管理防災課 小林（39051）】</p>	404 404
(10) 災害危険予想区域の把握等 (略)	(10) 災害危険予想区域の把握等 (略)	②その他修正 阿蘇火山防災計画と整	405

48

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 災害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</p>	<p>3. 灾害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</p>	<p>合 【危機管理防災課 小林（39051）】</p>	407
		①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P20）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】	408

49

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査等)	ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供（九州地方整備局による土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査、リアルタイムハザードマップの作成等）	リアルタイムハザードマップ運用開始に伴う文言追加【危機管理防災課 小林（39051）】	

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1節 災害予防（熊本海上保安部、関係機関） (略)	第1節 海上災害予防（熊本海上保安部、関係機関） (略)	②その他修正 災害表記の統一 【危機管理防災課 川中（39044）】	410
第2節 災害応急対策（熊本海上保安部） (略)	第2節 海上災害応急対策（熊本海上保安部、県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、関係機関） (略)	②その他修正 災害表記の統一及び組織体制に係る関係課の追加 【危機管理防災課 川中（39044）】	412
(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。 (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助の必要が生じる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。	(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。 (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助が必要となる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。	②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中（39044）】	415

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し多数の人命に損害が及ぶそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。 関係課においては、職員の参集に遗漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。 なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じるそれがある場合又は本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し多数の人命に損害が生じるそれがある場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。 関係課においては、職員の参集に遗漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。 なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合、本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>ケ 航路等の障害物除去等 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</p>	<p>②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中 (39044)】</p> <p>②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中 (39044)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P20）の反映 修正適当【漁港漁場整備課 岩永 (38544)】</p>	415 415 416

52

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	省]に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。	【港湾課 左村 (53859)】	

53

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p>機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。</p> <p>イ 災害警戒本部</p> <p>航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合には、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</p> <p>関係課においては、職員の参集に遗漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規定第4条第4項に定める各課のほか、交通政策課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>乙 災害対策本部</p> <p>航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じる可能性がある場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p>		
(3) 消防活動及び警戒区域の設定 (略)	(3) 広報 (略) (4) 消防活動及び警戒区域の設定 (略)		
○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定」 ・ (一財)航空保安協会熊本第二事務所 (略) (4) 救出救護及び死体の捜索活動	○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定」 ・ (削除) (略) (5) 救出救護及び死体の捜索活動	②その他修正 業務委託先変更に伴う 修正 【KKIAC】	426

56

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(5) 交通規制 (略) (新規)	(6) 交通規制 (略)		

57

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和5年5月）

(7) NTT西日本熊本支店 ア 組織 (ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部	(7) NTT西日本熊本支店 ア 組織 (ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部	社名変更 25
<pre> graph TD A[災害対策本部(支店長)] --- B[情報統制班] A --- C[設備サービス班] A --- D[お客様対応班] A --- E[総務広報班] B --- B1[NTT西日本熊本支店 設備部] B --- B2[NTTフィールドテクノ 熊本設備部 エリアマネジメント部門] B --- B3[災害対策担当] C --- C1[NTTフィールドテクノ 熊本設備部] C --- C2[NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部] C --- C3[NTTフューリー・エナジー熊本支店] C --- C4[NTTインフラネット熊本支店] D --- D1[NTT西日本熊本支店 ビジネス営業部] D --- D2[NTTビジネスソリューションズ 熊本ビジネス営業部] D --- D3[NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部] D --- D4[カスタマサポートセンター] E --- E1[NTT西日本熊本支店 事業推進室] E --- E2[NTTビジネスソリューションズ 熊本ビジネス営業部] </pre>	<pre> graph TD A[災害対策本部(支店長)] --- B[情報統制班] A --- C[設備サービス班] A --- D[お客様対応班] A --- E[総務広報班] B --- B1[NTT西日本熊本支店 設備部] B --- B2[NTTフィールドテクノ 熊本設備部 エリアマネジメント部門] B --- B3[災害対策担当] C --- C1[NTTフィールドテクノ 熊本設備部] C --- C2[NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部] C --- C3[NTTフューリー・エナジー熊本支店] C --- C4[NTTインフラネット熊本支店] D --- D1[NTT西日本熊本支店 ビジネス営業部] D --- D2[NTTビジネスソリューションズ 熊本ビジネス営業部] D --- D3[NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部] D --- D4[カスタマサポートセンター] E --- E1[NTT西日本熊本支店 事業推進室] E --- E2[NTTビジネスソリューションズ 熊本ビジネス営業部] </pre>	

- 2 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和5年5月）

(9) 日赤熊本県支部	(9) 日赤熊本県支部	実情に応じた変更 27
<pre> graph TD A[日本赤十字社] --- B[赤十字飛行隊熊本支隊] A --- C[日赤九州八島支部] C --- D[常備救護班9個班] D --- E[日本赤十字社熊本県支部] E --- F[熊本県公的病院災害NET] E --- G[熊本赤十字病院] E --- H[熊本県赤十字血液センター] E --- I[日本赤十字社熊本健康管理センター] E --- J[防災ボランティアネットワーク] J --- K[無線奉仕団] J --- L[水安奉仕団] J --- M[救急奉仕団] J --- N[賛助奉仕団] J --- O[介護奉仕団] J --- P[青年奉仕団] J --- Q[海上輸送奉仕団] J --- R[接骨整骨奉仕団] J --- S[騎馬奉仕団(休止中)] J --- T[地域奉仕団] D --- U[日赤八代市地区灾害対策本部] U --- V[日赤八代地区奉仕団] V --- W[防災ボランティア] V --- X[日赤八代地区奉仕団防災ボランティア] </pre>	<pre> graph TD A[日本赤十字社] --- B[赤十字飛行隊熊本支隊] A --- C[日赤九州八島支部] C --- D[常備救護班9個班] D --- E[日本赤十字社熊本県支部] E --- F[熊本県公的病院災害NET] E --- G[熊本赤十字病院] E --- H[熊本県赤十字血液センター] E --- I[日本赤十字社熊本健康管理センター] E --- J[防災ボランティアネットワーク] J --- K[無線奉仕団] J --- L[水安奉仕団] J --- M[救急奉仕団] J --- N[賛助奉仕団] J --- O[介護奉仕団] J --- P[青年奉仕団] J --- Q[接骨整骨奉仕団] J --- R[地城奉仕団] J --- S[騎馬奉仕団(休止中)] D --- U[日赤八代市地区灾害対策本部] U --- V[日赤八代地区奉仕団] V --- W[防災ボランティア] V --- X[日赤八代地区奉仕団防災ボランティア] </pre>	

- 3 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表(令和5年5月)

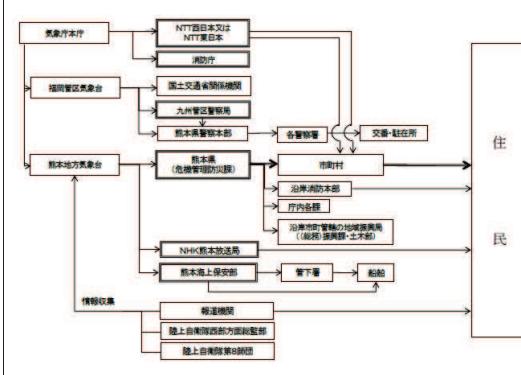
第4章 災害応急対策計画

第2節 災害情報等収集伝達計画

表1 異常現象発生直後（現地本部設置前）における伝達系統



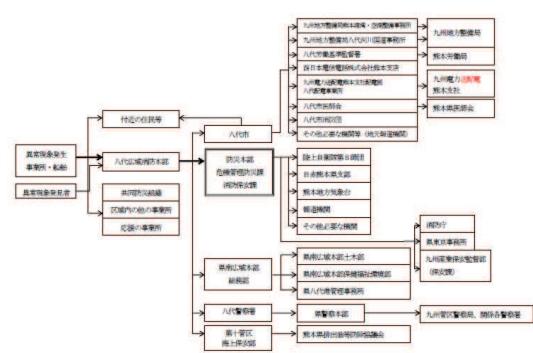
2 津波警報等



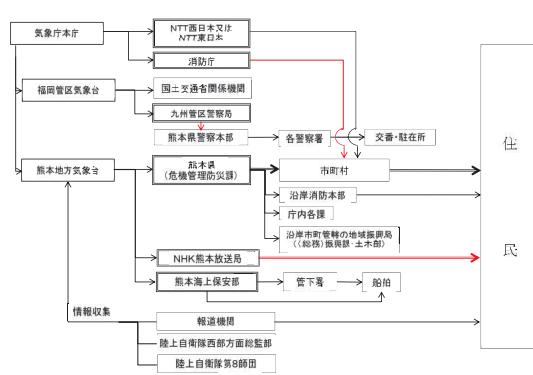
第4章 災害応急対策計画

第2節 災害情報等収集伝達計画

表1 異常現象発生直後（現地本部設置前）における伝達系統



2 津波警報等



実情に即した修正

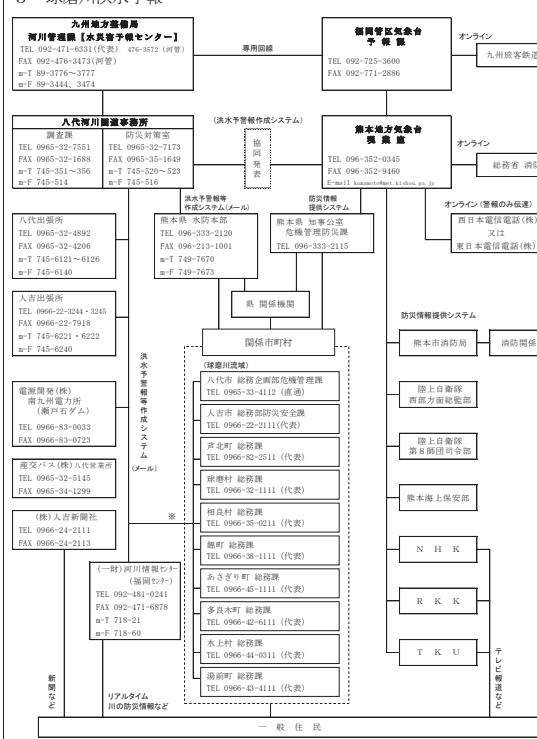
3 9

- 4 -

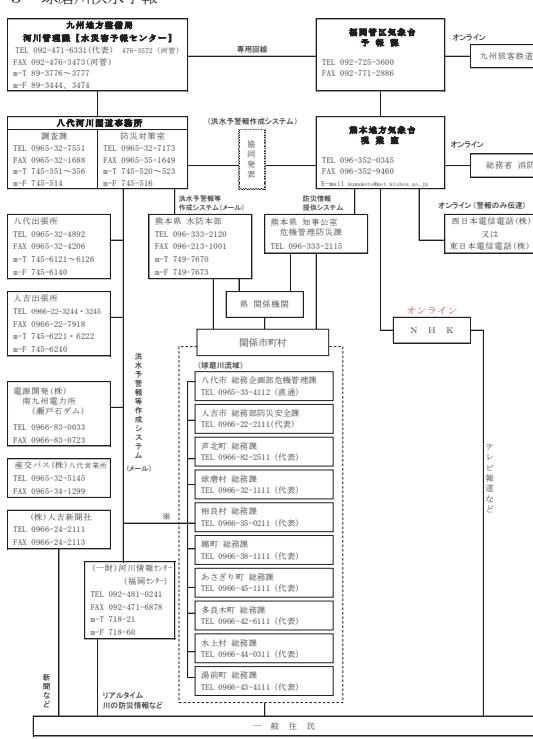
(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表(令和5年5月)

3 球磨川洪水予報



3 球磨川洪水予報



防災情報提供装置専用線廃止による修正

4 3

- 5 -

32

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和5年5月）

	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表		
(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について			(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について	
・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。			・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、 大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において 、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	
(新規)			(5) 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、以下の内容を津波予報で発表する。	新規追加 104
(4) 南海トラフ地震に関する情報 (略)			津波予報の発表基準と発表内容	
			発表基準	発表内容
			津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
			0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
			津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表
			(6) 南海トラフ地震に関する情報 (略)	記載順変更 112

- 11 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和5年5月）

(5) 緊急地震速報（警報） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これら強い揺れが来ることを知らせる警報である。	(7) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に発表する。	長周期地震動階級の取扱いの追加及び記載順変更	113
(6) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） (略)	(8) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） (略)	記載順変更 (8)から(17)	
(7) 噴火予報 (略)	(9) 噴火予報 (略)		
(8) 降灰予報 (略)	(10) 降灰予報 (略)		
(9) 火山ガス予報 (略)	(11) 火山ガス予報 (略)		
(10) 火山現象に関する情報 (略) 阿蘇山の噴火警戒レベル	(12) 火山現象に関する情報 (略) 阿蘇山の噴火警戒レベル	新たな文献の追加	114
対象範囲 レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地帯及びそれより火口側 (避難) 5	居住地帯に重大な被害を及ぼす大火が発生、あるいは切迫している過去事例 【過去事例】 有史以前の事例なし 約2,000年前：溶岩流が中岳から約4kmまで到達 約2,400年前：溶岩流が中岳から約3kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が中岳から約4kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	危険な居住地帯からの避難等が必要。	【過去事例】 溶岩流が居住地帯に到達、あるいは切迫している 【古事記】 有史以前の事例なし 約2,700年前：溶岩流が中岳から約4kmまで到達 約2,800年前：溶岩流が中岳から約4kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が中岳から約4kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)
居住地帯及びそれより火口側 (高齢者等避難) 4	居住地帯に重大な被害を及ぼす大火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。 警戒が必要な居住地帯での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地帯で避難されるよう予想される 【過去事例】 有史以前の事例なし	居住地帯に重大な被害を及ぼす大火が発生すると予想される可能性が高まっている。 警戒が必要な居住地帯での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。
			・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地帯で避難されるよう予想される 【過去事例】 有史以前の事例なし
(11) 火災気象通報 (略)	(13) 火災気象通報 (略)		

- 12 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和5年5月）

(12) 火災警報 (略)	(14) 火災警報 (略)																																																		
(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 (略)	(15) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 (略)		116																																																
(14) 水防警報 (略)	(16) 水防警報 (略)																																																		
(15) 土砂災害警戒情報 (略)	(17) 土砂災害警戒情報 (略)																																																		
9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4) 住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内（大島町、郡築1～12番町）市政協力員	9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4) 住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内（大島町、郡築1～12番町）市政協力員	R3.11.1現在 R5.2.6現在	119																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>西村 嘉昭</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>塚本 文男</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>池田 聖一</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>高橋 清光</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>河野 国広</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>黒木 富士男</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	西村 嘉昭	郡築1番町2	塚本 文男	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	池田 聖一	郡築4番町	高橋 清光	郡築5番町	河野 国広	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	黒木 富士男	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>杉島 勇二</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>武原 正美</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>上原 健治</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>上村 和廣</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>釜賀 博之</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>松村 砂夫</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	杉島 勇二	郡築1番町2	武原 正美	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	上原 健治	郡築4番町	上村 和廣	郡築5番町	釜賀 博之	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	松村 砂夫	時点修正	
担当町名	氏名																																																		
大島町	片岡 浩一																																																		
郡築1番町1	西村 嘉昭																																																		
郡築1番町2	塚本 文男																																																		
郡築2番町	黒田 仁志																																																		
郡築3番町	池田 聖一																																																		
郡築4番町	高橋 清光																																																		
郡築5番町	河野 国広																																																		
郡築6番町	楠本 清貴																																																		
郡築7番町	中野 久																																																		
郡築8番町	白石 勝敏																																																		
郡築9番町	黒木 富士男																																																		
担当町名	氏名																																																		
大島町	片岡 浩一																																																		
郡築1番町1	杉島 勇二																																																		
郡築1番町2	武原 正美																																																		
郡築2番町	黒田 仁志																																																		
郡築3番町	上原 健治																																																		
郡築4番町	上村 和廣																																																		
郡築5番町	釜賀 博之																																																		
郡築6番町	楠本 清貴																																																		
郡築7番町	中野 久																																																		
郡築8番町	白石 勝敏																																																		
郡築9番町	松村 砂夫																																																		

- 13 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和5年5月）

郡築10番町	福田 良一	郡築10番町	福田 良一		
郡築11番町	押方 光洋	郡築11番町	押方 光洋		
郡築12番町	水田 典三	郡築12番町	水田 典三		
(5) 避難対象地区					
R4.1.1現在					
町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	
大島町	84	75	88	163	
郡築1番町	724	707	746	1453	
郡築2番町	149	161	195	356	
郡築3番町	161	163	217	380	
郡築4番町	159	115	183	298	
郡築5番町	98	113	109	222	
郡築6番町	69	69	105	174	
郡築7番町	115	107	149	256	
郡築8番町	70	80	97	177	
郡築9番町	115	102	143	245	
郡築10番町	169	100	204	304	
郡築11番町	162	115	234	349	
郡築12番町	279	191	363	554	
計	2,354	2,098	2,833	4,931	
R5.2.1現在					
町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	
大島町	83	75	84	159	
郡築1番町	751	686	742	1,428	
郡築2番町	151	161	195	356	
郡築3番町	185	161	232	393	
郡築4番町	160	119	184	303	
郡築5番町	102	116	113	229	
郡築6番町	78	70	108	178	
郡築7番町	126	109	155	264	
郡築8番町	75	77	101	178	
郡築9番町	135	100	159	259	
郡築10番町	180	103	207	310	
郡築11番町	173	113	242	355	
郡築12番町	316	192	399	591	
計	2515	2082	2921	5003	

- 14 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和5年5月）

1 7 熊本県排出油等防除協議会会則 (略) (略) (新規) (略) 総合調整本部構成 八代地区	1 7 熊本県排出油等防除協議会会則 (略) (一部改正) 令和4年7月26日 (略) 附 則 この会則は、別紙2の改正に伴い、令和4年7月26日から施行する。 (略) 総合調整本部構成 八代地区	会則改正に伴う修正	1 4 7 1 5 2 1 5 6
機関名	電話番号	会員職	
八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事	八代港管理事務所
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長	八代警察署
八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長	八代広域行政事務組合消防本部
八代市消防団	0965 (33) 5900	団長	八代市消防団
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事	八代漁業協同組合
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員	仁徳海運八代石油基地営業所
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長	熊本ドック株式会社
			南九州センコー(株)
			0965 (37) 1201
			営業所長
			(略)
水俣地区			水俣地区
水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事	水俣港管理事務所
水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課	水俣警察署
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長	水俣芦北広域行政事務組合消防本部
水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事	水俣市漁業協同組合
南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	社長	南九州センコー(株)
			0966 (63) 4117
			営業所長

- 15 -

熊本県水防計画書(令和5年度修正) 新旧対照表

現 行	新 (令和5年度修正)	修正理由																				
<p>【 本 編 】</p> <p>第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報</p> <p>第 1 節 洪水予報河川における洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>(追記)</u> <u>_____</u></td></tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>(追記)</u> <u>_____</u>	氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	<p>【 本 編 】</p> <p>第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報</p> <p>第 1 節 洪水予報河川における洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき。又は、<u>急激な水位上昇によりまたなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u></td></tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき。又は、 <u>急激な水位上昇によりまたなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正
種 類	発 表 基 準																					
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																					
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>(追記)</u> <u>_____</u>																					
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																					
種 類	発 表 基 準																					
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																					
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき。又は、 <u>急激な水位上昇によりまたなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>																					
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																					

熊本県国民保護計画新旧対照表

別添

修正箇所	旧	新
第1編 第4章 p. 11	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第4章 県の地理的、社会的特徴</p> <p>第1 県における組織・体制の整備 (略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>総人口は、平成30年で約<u>1,756</u>千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約<u>740</u>千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約<u>885</u>千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。</p> <p>また、65歳以上の高齢者人口は約<u>530</u>千人で総人口に占める割合は<u>30%</u>、中でも75歳以上の人口は約<u>282</u>千人で総人口に占める割合は<u>16%</u>であり、15年前の平成<u>15</u>年は、それぞれ<u>22.8%</u>、<u>10.8%</u>であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。</p> <p>さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が<u>8</u>割となっている。 (略)</p> <p>(4) 水資源（豊富な地下水）</p> <p>熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約<u>1,007</u>千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約<u>81%</u>*5と極めて高い。 (略)</p> <p>* 1 熊本県総人口<u>1,756,442</u>人 平成30年 10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総論</p> <p>第4章 県の地理的、社会的特徴</p> <p>第1 県における組織・体制の整備 (略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>総人口は、令和3年で約<u>1,727</u>千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約<u>738</u>千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約<u>886</u>千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。</p> <p>また、65歳以上の高齢者人口は約<u>550</u>千人で総人口に占める割合は<u>31.9%</u>、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約<u>283</u>千人で総人口に占める割合は<u>16%</u>であり、<u>20</u>年前の平成<u>15</u>年は、それぞれ<u>22.8%</u>、<u>10.8%</u>であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。</p> <p>さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が<u>約9</u>割となっている。 (略)</p> <p>(4) 水資源（豊富な地下水）</p> <p>熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約<u>1,009</u>千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約<u>81%</u>*5と極めて高い。 (略)</p> <p>* 1 熊本県総人口<u>1,727,902</u>人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p>

修正箇所	旧	新																								
	<p>* 2 熊本市人口<u>739,556</u>人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p> <p>* 3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口<u>884,315</u>人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p> <p>* 4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の平成<u>29</u>年10月1日現在の人口<u>1,006,788</u>人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、平成<u>26</u>年9月30日現在の人口】</p> <p>* 5 水道の地下水依存率<u>80.3%</u> 「熊本県の水道」平成<u>28</u>年3月31日現在【熊本県環境生活部】 (略)</p> <p>* 1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部) 平成<u>27</u>年<u>4</u>月現在 (略)</p> <p>③港湾</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">管理者</th> <th style="width: 33%;">港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>県 市町</td> <td>15 36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	県 市町	15 36	計		54	<p>* 2 熊本市人口<u>738,185</u>人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p> <p>* 3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口<u>886,646</u>人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)</p> <p>* 4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の令和3年10月1日現在の人口<u>1,009,684</u>人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、令和3年9月30日現在の人口】</p> <p>* 5 水道の地下水依存率<u>80.3%</u> 「熊本県の水道」令和3年3月31日現在【熊本県環境生活部】 (略)</p> <p>* 1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部) 令和3年<u>3</u>月現在 (略)</p> <p>③港湾</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">管理者</th> <th style="width: 33%;">港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>県 市町</td> <td>15 8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	県 市町	15 8	計		26
種類	管理者	港湾数																								
重要港湾	県	3※																								
地方港湾	県 市町	15 36																								
計		54																								
種類	管理者	港湾数																								
重要港湾	県	3※																								
地方港湾	県 市町	15 8																								
計		26																								
p. 12 p. 13	<p>③港湾</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">管理者</th> <th style="width: 33%;">港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>県 市町</td> <td>15 36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	県 市町	15 36	計		54	<p>③港湾</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種類</th> <th style="width: 33%;">管理者</th> <th style="width: 33%;">港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>県 市町</td> <td>15 8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	県 市町	15 8	計		26
種類	管理者	港湾数																								
重要港湾	県	3※																								
地方港湾	県 市町	15 36																								
計		54																								
種類	管理者	港湾数																								
重要港湾	県	3※																								
地方港湾	県 市町	15 8																								
計		26																								

修正箇所	旧	新																																
	<p>※重要港湾の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三角港</td> <td>宇城市三角町</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 64,784m²</p> </td> </tr> <tr> <td>八代港</td> <td>八代市港町</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (8,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 626,931m²</p> </td> </tr> <tr> <td>熊本港</td> <td>熊本市西区 新港1丁目</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>荷捌地 : 74,940m²</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(9) 消防力</p> <p>本県の消防力は、12消防本部2,364人、消防団は45消防団33,017人であり、消防団員数では、全国第5位*1である。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 医療の確保</p> <p>本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が1,961.8床で全国第3位、一般診療所が286.2床で全国第3位*3になっている。また、人口10万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、294.8人で全国第11位*4、就業看護師数は、1,244.4人で全国第5位、就業准看護師数は、563.5人で全国第4位*5である。</p>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 64,784m²</p>	八代港	八代市港町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (8,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 626,931m²</p>	熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>荷捌地 : 74,940m²</p>	<p>※重要港湾の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三角港</td> <td>宇城市三角町</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (12,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (3,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 60,704m²</p> </td> </tr> <tr> <td>八代港</td> <td>八代市港町</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 646,042m²</p> </td> </tr> <tr> <td>熊本港</td> <td>熊本市西区 新港1丁目</td> <td>熊本県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 87,554m²</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(9) 消防力</p> <p>本県の消防力は、12消防本部2,444人、消防団は45消防団30,852人であり、消防団員数では、全国第5位*1である。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 医療の確保</p> <p>本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が1,876.9床で全国第5位、一般診療所が241.3床で全国第4位*3になっている。また、人口10万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、311.5人で全国第11位*4、就業看護師数は、1,386.2人で全国第5位、就業准看護師数は、542.7人で全国第1位*5である。</p>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (12,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (3,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 60,704m²</p>	八代港	八代市港町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 646,042m²</p>	熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 87,554m²</p>
名称	所在地	管理者	主な港湾施設																															
三角港	宇城市三角町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 64,784m²</p>																															
八代港	八代市港町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (8,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 626,931m²</p>																															
熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>荷捌地 : 74,940m²</p>																															
名称	所在地	管理者	主な港湾施設																															
三角港	宇城市三角町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 10m岸壁 : 1バース (12,000t級) - 9m岸壁 : 2バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 1バース (15,000t級旅客船) - 5. 5m岸壁 : 1バース (3,000t級) - 4. 5m岸壁 : 5バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 60,704m²</p>																															
八代港	八代市港町	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 14m岸壁 : 1バース (55,000t級) - 12m岸壁 : 1バース (30,000t級) - 10m岸壁 : 4バース (15,000t級) - 9m岸壁 : 1バース (10,000t級) - 7. 5m岸壁 : 4バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 8バース (2,000t級) - 4. 5m岸壁 : 9バース (700t級) - 4. 5m岸壁 : 1バース (フェリー) <p>野積場・荷捌地: 646,042m²</p>																															
熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> - 7. 5m岸壁 : 1バース (5,000t級) - 5. 5m岸壁 : 3バース (2,000t級) - 5m岸壁 : 2バース (フェリー) - 4. 5m岸壁 : 2バース (700t級) <p>野積場・荷捌地: 87,554m²</p>																															

修正箇所	旧	新
p. 15	<p>(略)</p> <p>* 1 「平成30年版消防白書」(消防庁) (略)</p> <p>* 3 「平成29年医療施設調査」(厚生労働省) 平成29年1月1日現在</p> <p>* 4 「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省) 平成28年12月31日現在</p> <p>* 5 「平成28年衛生行政報告例」(厚生労働省) 平成28年12月31日現在</p> <p>(略)</p> <p>(12) 食料の確保</p> <p>本県の農業は、平成27年の総合自給率で153% (生産額ベース)、主な品目では、米が155%、野菜が303%、果実が98%、牛肉が161%であり、食料供給県としての位置にある。(県農林水産部試算) *1</p> <p>(13) 観光客への対応</p> <p>本県を訪れる観光客は、総数で約52,187千人、うち、宿泊客が約7,242千人である。中でも県外からの観光客は総数で約21,990千人、宿泊客でも約6,024千人となっている。また、外国からの観光客は、宿泊客約741千人となっている。*2</p> <p>(略)</p> <p>* 1 「平成28～29年度熊本県農業動向年報」(熊本県農林水産部)</p> <p>* 2 「平成29年熊本県観光統計表」(熊本県商工観光労働部)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>* 1 「令和3年版消防白書」(消防庁) (略)</p> <p>* 3 「令和3年医療施設調査」(厚生労働省) 令和3年1月1日現在</p> <p>* 4 「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」(厚生労働省) 令和2年1月1日現在</p> <p>* 5 「令和2年衛生行政報告例」(厚生労働省) 令和2年1月1日現在</p> <p>(略)</p> <p>(12) 食料の確保</p> <p>本県の農業は、平成30年の総合自給率で158% (生産額ベース)、主な品目では、米が158%、野菜が301%、果実が106%、牛肉が142%であり、食料供給県としての位置にある。(県農林水産部試算) *1</p> <p>(13) 観光客への対応</p> <p>本県を訪れる延べ入込客数は、約48,893.6千人で、宿泊客数が約7,633.5千人である。延べ宿泊客数の内訳は、日本人約6,698.5千人、外国人約935.0千人となっている。*2</p> <p>(略)</p> <p>* 1 「令和2～3年度熊本県農業動向年報」(熊本県農林水産部)</p> <p>* 2 「平成31年(令和元年)熊本県観光統計表」(熊本県観光戦略部)</p> <p>(略)</p>

修正箇所	旧	新
p. 18	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）
p. 19	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）
100歳以上	1,754,442 74,382 80,245 81,029 84,268 29,372 75,136 91,136 100,243 111,892 109,992	1,717,766 73,760 80,456 80,523 80,523 80,456 79,432 82,840 87,001 87,001 81,538

修正箇所	旧	新
p. 20	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）
p. 21	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）	市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）
100歳以上	10,626 110,820 122,176 141,762 111,287 94,171 84,975 82,356 32,150 8,963 1,122	11,117 72,686 63,032 8,801 5,630 8,544 14,829 8,892 44,242 3,644 9,360

修正箇所	旧				新			
	平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）				令和4年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）			
p. 18～22	市町村別人口密度（平成30年10月1日現在）				市町村別人口密度（令和4年10月1日現在）			
p. 22								

(略)

(略)

修正箇所	旧				新			
	市町村面積・平成30年全国都道府県市区町村別面積調査（国土地理院）・人口：平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）				市町村面積・令和4年全国都道府県市区町村別面積調査（国土地理院）・人口：令和4年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）			
p. 23								
第3編 第2章	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等				第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等			
p. 70	(略) 【予備施設の指定】 次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 〔第1位〕熊本土木事務所 〔第2位〕宇城地域振興局				第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 【予備施設の指定】 次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 〔第1位〕県央広域本部宇城地域振興局 〔第2位〕県北広域本部（菊池総合庁舎）			

修正箇所	旧	新																
	(略)	[第3位] <u>県南広域本部(八代総合庁舎)</u> <u>※第4位以下は、建制順に指定する。</u> (略)																
(参考)	<p>熊本県国民保護計画用語集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては<u>23</u> 法人を指定)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定に基づく指定地方公共機関一覧 (指定:平成17年3月31日) (追加:平成25年5月14日)</p> <p>1 天草ガス株式会社 (略)</p> <p>2 3 一般社団法人熊本県建設業協会</p>	さ		(略)	(略)	指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>23</u> 法人を指定)	(略)	(略)	<p>熊本県国民保護計画用語集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては<u>24</u> 法人を指定)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定に基づく指定地方公共機関一覧 (指定:平成17年3月31日) (追加:平成25年5月14日) <u>(追加:令和5年3月3日)</u></p> <p>1 天草ガス株式会社 (略)</p> <p>2 3 一般社団法人熊本県建設業協会 <u>2 4 熊本国際空港株式会社</u></p>	さ		(略)	(略)	指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>24</u> 法人を指定)	(略)	(略)
さ																		
(略)	(略)																	
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>23</u> 法人を指定)																	
(略)	(略)																	
さ																		
(略)	(略)																	
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>24</u> 法人を指定)																	
(略)	(略)																	